

防犯カメラ緊急整備事業に係る防犯カメラの調達及び設置等業務 仕様書

1. 件名：防犯カメラ緊急整備事業に係る防犯カメラの調達及び設置等業務

2. 事業（委託）目的

市民の安全と安心を確保し、犯罪行為の抑止を図るとともに、万が一事件が発生した場合の迅速な状況把握及び事後対応に資するための防犯カメラを設置する業務を委託する。

3. 業務内容

- (1) 防犯カメラの調達業務
- (2) 防犯カメラの設置業務
- (3) これらに付随する業務

4. 業務内容の詳細

(1) 防犯カメラの調達業務について

① 防犯カメラ及び付属する機器の構成

本件仕様書に基づき設置する防犯カメラは、以下の機器等により構成されるものとする。

- (ア) 記録一体型屋外用防犯カメラ
- (イ) 防犯カメラ設置用ポール
- (ウ) 太陽光発電システム（ソーラーパネル、バッテリー、コントローラー等）
- (エ) 表示板（那覇市防犯カメラの設置及び運用に関する条例第5条第4号に基づく）
- (オ) その他、防犯カメラ設置に必要な部品等一式

② 記録一体型屋外用の防犯カメラ機器仕様及び機能要件

- (ア) 有効画素数・解像度：フルHD（1920×1080）相当以上であること。
- (イ) 最低被写体照度：0.06ルクス以下
(最長露光時間（スローシャッター）OFF時。全方位カメラ除く。50IRE時、カラーまたは白黒。)
- (ウ) 撮影コマ数（フレームレート）：毎秒4コマ以上
- (エ) 記録媒体：内臓とする。
- (オ) 記録時間：常時録画の状態で2週間以上。
- (カ) 停電時対応機能：停電後の復旧の際に自動復旧が可能なこと
- (キ) 時刻補正機能：正確な時刻を刻めること
- (ク) 記録フォーマット：通常のパソコンで視聴可能（MPEG4/H.264等）
- (ケ) ネットワーク：データの確認及び管理をデジタルデバイスで行えるようWi-Fiの機能を有すること。また、将来的にネットワークシステムへの拡張が可能な機能を有すること。
- (コ) 耐候性：粉塵、防水、耐衝撃、塩害等屋外施用に留意した耐候性を有すること
- (サ) セキュリティ対策

- a 容易に手が届かない高さにあること。
 - b 動画は暗号化されて記録、または閲覧のためのパスワードが必要であること。
 - c 動画はダウンロードでき、接続時にパスワードが求められる機能を有すること。
- (シ) 上記各項目及び記載されていない項目についても、公益社団法人日本防犯設備協会の「優良防犯機器認定制度 (RBSS)」またはアメリカの NDAA (米国国防権限法) の認定機器に準拠すること。
- (ス) 調達する機器は、公益社団法人日本防犯設備協会の「優良防犯機器認定制度 (RBSS)」の認定機器を製造しているメーカーであること。
- (セ) 設置時及び設置後の対応が迅速かつ適切になされている事業者 (沖縄県内にサービス拠点があること等) であること。
- ③ 防犯カメラ設置用ポール
- ア 設置場所の状況及び監視範囲に応じて最適な高さを確保すること。
 - イ 防犯カメラや太陽光発電システム等の重量に耐えうる十分な強度を有し、また、台風等の強風時にも耐えうること。
 - ウ ステンレス製又は溶融亜鉛メッキ鋼管とすること。
- ④ 太陽光発電システム
- ア 太陽光パネル及び蓄電池 (充電池) により防犯カメラへ電力を供給するシステムであること。
 - イ 防犯カメラの消費電力を賄い、かつ、沖縄県の平均的な日照条件下で安定稼働できる容量 (パネル出力、バッテリー容量) のものであること。
 - ウ 標準状況下で 8 時間の発電で、曇天・雨天が連続した場合でも、最低 1 日間 (24 時間) は継続稼働が可能であることとし、諸元表をあわせて示すこと。
(例) 消費電力が 5W の防犯カメラがあった場合
 - ・消費電力: $5\text{Wh} \times 24 \text{ 時間} = 120\text{Wh}/\text{日}$
 - ・蓄電量: 120Wh 以上
 - エ 太陽光パネル、バッテリー、コントローラー等は、屋外設置に適した防水・防塵性、耐候性、耐塩害性を有しており、その安全性が確保されていること。
- ⑤ 表示板
- (ア) 「防犯カメラ作動中」「設置者: 那覇市」等の文言を明瞭に表示すること。
 - (イ) カメラ設置場所付近の視認しやすい位置に設置すること。
- ⑥ その他、防犯カメラ設置に必要な部品等一式
- 設置する防犯カメラのメーカー推奨品に準拠するものとする。
- (2) 防犯カメラの設置業務について
- ① 設置場所の詳細、工事方法等については、事前に那覇市、その他関係機関と十分な協議・調整を行うこと。
 - ② 設置作業時は、保安要員を配置するなど、安全管理を徹底するとともに周辺地域住民等に十分配慮すること。

- ③ 関連法規・条例等を遵守すること。
- ④ 防犯カメラ、太陽光発電システム等の設置にあたっては、落下の危険性がないよう、耐久性に優れた素材で、強固に取り付けること。
- ⑤ 設置用ポールを設置、防犯カメラ、太陽光発電システム等の設置に必要な材料・機材、その他本仕様に明記の無いものであっても、防犯カメラの設置上当然必要な費用は、すべて受託者の負担とする。
- ⑥ 設置にあたり、諸物品若しくは建造物等に破損などの損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償をおこなうこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。

(3) これらに付随する業務について

- ① 道路使用許可、占有許可等必要な申請手続きも含めて行うこと。
- ② 設置完了後、那覇市の立会いのもと、システム全体の動作確認及び取扱説明を実施し、承認を得ること。
- ③ 設置完了後、設置機器の取り扱い説明書、保証書等の関連書類及び設置した防犯カメラが撮影した画像写真（カラー）、外観写真、位置図、確認日等を記載した「取付完了報告書」を提出すること。

5. 製品保証

- (1) 納入日（検収合格日）より最低5年間、本システム全体の品質及び機能について保証を行うこと。
- (2) 保証期間中、通常使用の範囲内で故障・不具合があった場合には、受託者の責任と費用負担において、速やかに修理、部品交換等の作業を行うこと。

6. 設置場所

- (1) 沖縄都市モノレールおもろまち駅駐輪場
 - (2) 沖縄都市モノレール牧志駅駐輪場
- ※別添 防犯カメラ設置場所のとおり

7. 履行期間

契約締結日から令和8年2月28日までに

※設置工事、取付完了報告書の提出を含む全ての作業を完了し、那覇市の検収を受けること。

8. その他特記事項

- (1) 技術的問題その他の理由により指定場所への設置が困難となる場合には、発注者の指示により、設置箇所を変更する。なお、設置場所を変更したことによる金額の変更は行わない。
- (2) 防犯カメラの設置にあたり、本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、速やかに那覇市担当者と協議し、その指示に従うこと。軽微な変更については、協議の上、仕様変更の対象としない。

9. 問い合わせ先

市民生活安全課 交通・防犯 G 上原、国吉、金城 電話：098-862-9930 FAX：098-861-3769